

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市民局	(平成26年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>Ⅲ. 市民局における歳入</p> <p>4. (3) 仙台市市民活動サポートセンター</p> <p>【指摘8】(規則と異なる料金設定について)</p> <p>サポートセンターの附帯設備料金表では持込設備機器(1KW以上)の使用料は1台300円とされているが、これは規則とは異なる料金設定である。規則では、1KWにつき150円と定められており、持込設備機器が3KWの場合、サポートセンターの料金表では300円であるが、規則では450円となる。規則に従った料金設定にすべきである。ただし、2KWを超える機器の持込実績はいままでは無いとのことであり(通常は1.5KW止まり)、使用料の徴収不足は発生していない。</p>	<p>サポートセンターの附帯設備料金表を仙台市市民公益活動の促進に関する条例施行規則に合わせ下記のとおり修正し、同規則との整合を図った。</p> <p><b>【持込設備機器(1KWごと)1台150円】</b></p> <p>今後、附帯設備料金表への掲載にあたっては、根拠となる規則との整合がとれるよう十分な確認を行うこととした。</p>	